

令和 6 年

舞鶴市議会 3 月定例会議案

第 2 号議案～第 38 号議案

令和 6 年 2 月 26 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 2 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市一般会計予算	別 冊
第 3 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市水道事業会計予算	〃
第 4 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市下水道事業会計予算	〃
第 5 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市病院事業会計予算	〃
第 6 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計予算	〃
第 7 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市貯木事業会計予算	〃
第 8 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市駐車場事業会計予算	〃
第 9 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市介護保険事業会計予算	〃
第 10 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算	〃
第 11 号 議 案	舞鶴市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	1
第 12 号 議 案	舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	2
第 13 号 議 案	舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	4
第 14 号 議 案	舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	6
第 15 号 議 案	舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	7

第 16 号議案	舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例制定について	9
第 17 号議案	舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	13
第 18 号議案	舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	15
第 19 号議案	舞鶴市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定について	17
第 20 号議案	舞鶴市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例制定について	19
第 21 号議案	舞鶴市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	20
第 22 号議案	舞鶴市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について	21
第 23 号議案	舞鶴市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	22
第 24 号議案	舞鶴市新型コロナウイルス感染症緊急特別対策利子補給金基金条例を廃止する条例制定について	23
第 25 号議案	舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	24
第 26 号議案	舞鶴市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	28
第 27 号議案	舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	29
第 28 号議案	舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	32
第 29 号議案	舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	44

第 30 号議案	舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	50
第 31 号議案	舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	55
第 32 号議案	舞鶴市近代化遺産保存審議会条例制定について	59
第 33 号議案	舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	62
第 34 号議案	工事請負契約の変更について(倉梯小学校教室棟長寿命化改修工事)	64
第 35 号議案	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	66
第 36 号議案	市道路線の変更について	82
第 37 号議案	令和 5 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 11 号)	別 冊
第 38 号議案	令和 5 年度 舞鶴市駐車場事業会計補正予算(第 1 号)	〃

第 11 号議案

舞鶴市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市職員定数条例の一部を改正する条例

舞鶴市職員定数条例(昭和37年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「125 人」を「160 人」に改め、同条中「877 人」を「912 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

救急体制の充実、予防業務の強化等を図るため、消防職員の定数を 125 人から 160 人に改めたいので提案する。

第 12 号議案

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(昭和 40 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 120」を「100 分の 122.5」に改める。

附則第 13 項中「令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで」を「令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで」に改める。

(舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成 27 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 120」を「100 分の 122.5」に改める。

附則第 6 項中「令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで」を「令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

令和 5 年度において実施していた市長、副市長及び教育長の期末手当の特例措置を令和 6 年度においても実施する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 13 号議案

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

第 1 条 舞鶴市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

別表団長及び副団長の項の次に次のように加える。

分団長及び副分団長	10,670 円	11,550 円	12,440 円
-----------	----------	----------	----------

第 2 条 舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8,900 円」を「9,100 円」に改める。

別表中「12,440 円」を「12,500 円」に、「13,320 円」を「13,350 円」に、「10,670 円」を「10,800 円」に、「11,550 円」を「11,650 円」に、「8,900 円」を「9,100 円」に、「9,790 円」を「9,950 円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - 第 1 条及び次項の規定 公布の日
 - 第 2 条及び附則第 3 項の規定 令和 6 年 4 月 1 日
- 第 1 条の規定による改正後の舞鶴市消防団員等公務災害補償条例別表の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 第 2 条の規定による改正後の舞鶴市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及

び別表の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に支給すべき事由の生じた舞鶴市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、損害補償の補償基礎額を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 14 号議案

舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例

舞鶴市火災予防条例(昭和 48 年条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

別表第 9(3)の項オ中「1,180,000 円」を「1,450,000 円」に、「1,410,000 円」を「1,720,000 円」に、「1,590,000 円」を「1,920,000 円」に、「1,950,000 円」を「2,360,000 円」に、「2,270,000 円」を「2,740,000 円」に、「4,550,000 円」を「5,640,000 円」に、「5,820,000 円」を「7,240,000 円」に、「7,070,000 円」を「8,790,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第 9 の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受けたものから適用し、同日前に申請を受けたものは、なお従前の例による。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改めたいので提案する。

第 15 号議案

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 3 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(11) 災害応急作業等手当

第12条の次に次の1条を加える。

(災害応急作業等手当)

第12条の2 災害応急作業等手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場(次号において「災害現場」という。)において巡回監視の業務に従事した職員
 - (2) 災害現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員
 - (3) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において災害警備又は遭難救助の業務に従事した職員
 - (4) 前3号に規定する業務に相当すると市長が認める業務に従事した職員
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(大規模な災害として市長が定める災害に係る業務に従事した場合にあっては、1,080円)とする。

- (1) 前項第1号の職員 710円
 - (2) 前項第2号の職員 1,080円
 - (3) 前項第3号の職員 840円
 - (4) 前項第4号の職員 1,080円を超えない範囲内において、それぞれの業務に応じて市長が定める額
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額(同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額)とする。
- (1) 第1項各号に規定する業務が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額
 - (2) 第1項第3号に規定する業務又は同項第4号に規定する業務のうち同項第3号に規定する業務に相当する業務が著しく危険であると市長が認める場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額
 - (3) 第1項各号に規定する業務が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第2条及び第12条の2の規定は、令和6年1月1日から適用する。

提案理由

国家公務員における取扱いに準じ、特殊勤務手当として災害応急作業等手当を支給することとしたいので提案する。

第 16 号議案

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例(平成 15 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「公室及び」を削り、同条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 財務部

第 1 条第 4 号を次のように改める。

(4) 生涯学習部

第 1 条中第 6 号を削り、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 市民環境部

第 1 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(7) 健康・こども部

第 2 条中「公室及び」を削り、同条第 1 号を削り、同条第 2 号イ及びウを次のように改める。

イ デジタル化に関すること。

ウ 秘書、広報及び広聴に関すること。

第 2 条第 2 号に次のように加える。

エ 行財政改革の総合調整に関すること。

第2条第2号を同条第1号とし、同条第3号中オを削り、エをオとし、アからウまでをイからエまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 市の危機管理の総括に関すること。

第2条第3号カを次のように改める。

カ 職員に関すること。

第2条第3号キからケまでを削り、同号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 財務部

ア 財政に関すること。

イ 市有財産に関すること。

ウ 市税に関すること。

エ 債権管理に関すること。

第2条第4号中「市民文化環境部」を「生涯学習部」に改め、同号中アからウまでを削り、エをアとし、オをイとし、カをウとし、キを削り、同条第8号を同条第9号とし、同条第7号中イを削り、ウをイとし、その次に次のように加える。

ウ 地域の魅力向上及び移住・定住の促進に関すること。

第2条第7号中カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 国際交流に関すること。

第2条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「健康・子ども部」を「健康・子ども部」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 市民環境部

ア 人権擁護の推進に関すること。

イ 市民協働に関すること。

ウ 戸籍及び住民記録に関すること。

エ 環境の保全及び廃棄物の処理に関すること。

第3条中「公室及び」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(舞鶴市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 2 舞鶴市特別職報酬等審議会条例(昭和 40 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「市長公室」を「総務部」に改める。

(舞鶴市職員倫理条例の一部改正)

- 3 舞鶴市職員倫理条例(平成 16 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「公室及び」を削る。

(舞鶴市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

- 4 舞鶴市指定管理者選定委員会条例(平成 25 年条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「総務部」を「財務部」に改める。

(舞鶴市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正)

- 5 舞鶴市消防長及び消防署長の資格を定める条例(平成 26 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「公室及び」を削る。

(舞鶴市子ども・若者支援会議条例の一部改正)

- 6 舞鶴市子ども・若者支援会議条例(平成 28 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条中「健康・子ども部」を「健康・こども部」に改める。

(舞鶴市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

- 7 舞鶴市予防接種健康被害調査委員会条例(平成 28 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「健康・子ども部」を「健康・こども部」に改める。

(舞鶴市人権教育・啓発推進計画審議会条例の一部改正)

- 8 舞鶴市人権教育・啓発推進計画審議会条例(令和 3 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「市民文化環境部」を「市民環境部」に改める。

(舞鶴市図書館基本計画審議会条例の一部改正)

- 9 舞鶴市図書館基本計画審議会条例(令和 4 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第7条中「市民文化環境部」を「生涯学習部」に改める。

(舞鶴市市史編さん委員会条例の一部改正)

- 10 舞鶴市市史編さん委員会条例(令和5年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第10条中「政策推進部」を「生涯学習部」に改める。

提案理由

効率的かつ効果的な組織運営を行うため、組織及び分掌事務を改めたいので提案する。

第 17 号議案

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第 4 項中「前 2 項」を「第 2 項」に改め、「利用」の右に「又は前項の規定による利用特定個人情報の利用」を、「当該特定個人情報」の右に「又は当該利用特定個人情報」を加える。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 48 号)の施行の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号の利用範囲等に係る文言の整理を行いたいので提案する。

第 18 号議案

舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例制定について

舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 18
号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 19 条」を「第 19 条の 2」に、「第 29 条」を「第 29 条の 2」に改める。

第 4 条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 2 章中第 19 条の次に次の 1 条を加える。

(勤勉手当)

第 19 条の 2 給与条例第 30 条の 4 の規定は、任期が 6 月以上のフルタイム会計年
度任用職員について準用する。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項において準用する給与条例第 30 条の 4 の
規定による勤勉手当の支給について準用する。

第 29 条第 1 項中「パートタイム会計年度職員」を「パートタイム会計年度任用職
員」に改め、第 3 章中同条の次に次の 1 条を加える。

(勤勉手当)

第 29 条の 2 給与条例第 30 条の 4 の規定は、任期が 6 月以上のパートタイム会計
年度任用職員(1 週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を
除く。)について準用する。この場合において、給与条例第 30 条の 4 第 3 項中「職

員が受けるべき給料及び管理職手当の月額合計額」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額(日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員にあつては、基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。))の1月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第30条の4の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条中「地方公務員法」の右に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

提案理由

地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給したいので提案する。

第 19 号議案

舞鶴市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和 3 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「及び規則」を「、規則」に改め、「同じ。)」の右に「及びその他の市の機関が定める規程」を加える。

第 9 条中「次に」を「次の各号に」に、「第 5 条から前条までの」を「当該各号に定める」に改め、同条第 1 号中「定めるもの」を「定めるもの 第 5 条から前条までの規定」に改め、同条第 2 号中「手続等のうち当該手続等」を「申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等」に改め、「その他の情報通信技術を利用する方法」を削り、「、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項又は前条第 1 項」を「又は第 6 条第 1 項」に、「除く。)」を「除く。）」第 5 条及び第 6 条の規定」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第 7 条第 1 項又は前条第 1 項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第 7 条及び前条の規定

第 10 条中「住民票の写し」の右に「、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本」を

加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の改正に準じ、本条例の適用除外となる手続等及び添付書面等の省略に係る規定を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 20 号議案

舞鶴市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
舞鶴市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」に、「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

第 2 条中「第 173 条第 1 項第 1 号」を「第 173 条の 4 第 1 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴い、引用する条項を改めたいので提案する。

第 21 号議案

舞鶴市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方自治法の改正に伴い、引用する条項を改めたいので提案する。

第 22 号議案

舞鶴市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市漁港管理条例の一部を改正する条例

舞鶴市漁港管理条例(昭和 60 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

漁港漁場整備法の改正に伴い、引用する同法の題名を改めたいので提案する。

第 23 号議案

舞鶴市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市水道事業給水条例の一部を改正する条例

舞鶴市水道事業給水条例(平成10年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第 5 条及び第 33 条第 2 項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

水道法の改正に伴い、引用する省令を改めたいので提案する。

第 24 号議案

舞鶴市新型コロナウイルス感染症緊急特別対策利子補給金基金条例を廃止する条例制定について

舞鶴市新型コロナウイルス感染症緊急特別対策利子補給金基金条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市新型コロナウイルス感染症緊急特別対策利子補給金基金条例を廃止する条例

舞鶴市新型コロナウイルス感染症緊急特別対策利子補給金基金条例(令和 2 年条例第 42 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症緊急特別対策利子補給金の財源に充てるために設置した本基金について、当該利子補給金の交付期間が終了したことに伴い、本条例を廃止したいので提案する。

第 25 号議案

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例

舞鶴市国民健康保険条例(昭和 34 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者(法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る」を削り、同条第 1 号ア中「(一般被保険者に係るものに限る。)」を削り、同号イ中「第 22 条」を「第 7 条」に改め、「府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第 2 号イ中「第 22 条」を「第 7 条」に改め、同号ウ中「(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)」を削り、同号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)」を削る。

第 10 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係

る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第 11 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 13 条の見出し及び同条第 1 項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項各号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 13 条の 2 から第 13 条の 5 までを次のように改める。

第 13 条の 2 から第 13 条の 5 まで 削除

第 13 条の 5 の 2 を削る。

第 13 条の 6 中「又は第 13 条の 2」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 10 条の基礎賦課額と第 13 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 17 条及び第 18 条の 2 において同じ。)」を削る。

第 13 条の 6 の 2 の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 号中「であって、府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第 2 号ア中「第 22 条」を「第 7 条」に改め、同号イ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」を削る。

第 13 条の 6 の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第 13 条の 6 の 4 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 13 条の 6 の 6 の見出し及び同条第 1 項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項各号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 13 条の 6 の 7 から第 13 条の 6 の 11 までを次のように改める。

第 13 条の 6 の 7 から第 13 条の 6 の 11 まで 削除

第 13 条の 6 の 12 中「又は第 13 条の 6 の 7」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 13 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 13 条の 6 の 7 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 17 条及び第

18条の2において同じ。)」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第13条の7第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第17条第1項中「、若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を削り、「、第13条の2、第13条の6の3若しくは第13条の6の7」を「若しくは第13条の6の3」に、「又は減少した」を「若しくは減少した」に改め、「場合を除く。)」の右に「又は特定対象被保険者等となった場合」を加え、「、第13条の8」を「若しくは第13条の8」に改め、「若しくは第13条の5」を削り、同条第2項中「、第13条の2、」を「若しくは」に、「若しくは第13条の6の7の額、」を「の額若しくは」に改め、「若しくは第13条の5」を削る。

第18条の2第1項中「又は第13条の2」を削り、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改め、同条第3項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「又は第13条の2」を削る。

第18条の4第1項中「又は第13条の5」を削り、同条第3項中「第13条又は第13条の5」を「第13条の」に、「第13条の6の6又は第13条の6の10」を「第13条の6の6の」に改め、同条第4項第1号中「又は第13条の5」を削り、同条第6項中「第13条又は第13条の5」を「第13条の」に、「第13条の6の6又は第13条の6の10」を「第13条の6の6の」に改める。

第18条の5第1項中「又は第13条の2」を削り、同条第3項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第13条の2」を削り、同条第7項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「又は第13条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第5章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、退職被保険者等に係る規定を削除するとともに、後期高齢者支援金等賦課額の限度額及び低所得者の保険料軽減措置に係る所得基準額を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 26 号議案

舞鶴市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方自治法の改正に伴い、引用する条項を改めたいので提案する。

第 27 号議案

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例

舞鶴市介護保険条例(平成 12 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項第 1 号中「32,330 円」を「26,560 円」に改め、同項第 2 号中「43,110 円」を「39,480 円」に改め、同項第 3 号中「46,700 円」を「43,430 円」に改め、同項第 4 号中「61,060 円」を「61,010 円」に改め、同項第 5 号中「71,840 円」を「71,770 円」に改め、同項第 6 号中「82,620 円」を「82,540 円」に改め、同号ア中「125 万円以下」を「120 万円未満」に改め、同号イ中「又は第 10 号イ」を「、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」に改め、同項第 7 号中「89,800 円」を「93,310 円」に改め、同号ア中「200 万円」を「210 万円」に改め、同号イ中「又は第 10 号イ」を「、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」に改め、同項第 8 号中「107,760 円」を「107,660 円」に改め、同号ア中「400 万円」を「320 万円」に改め、同号イ中「又は第 10 号イ」を「、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」に改め、同項第 9 号中「118,540 円」を「122,010 円」に改め、同号ア中「600 万円」を「420 万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」に改め、同項第 10 号中「129,310 円」を「136,370 円」に改め、同号ア中「800 万円」を「520 万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の右に「、次号イ、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」を加え、同項第 11 号中「143,680 円」を「186,610 円」に改め、同号を同項第 15 号とし、同項第 10 号の次に次の 4

号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 150,720 円

ア 合計所得金額が 620 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 13 号イ又は第 14 号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 165,080 円

ア 合計所得金額が 720 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第 14 号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 172,250 円

ア 合計所得金額が 820 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 179,430 円

ア 合計所得金額が 920 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

第 4 条第 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「17,960 円」を「14,360 円」に改め、同条第 3 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「17,960 円」を「14,360

円」に、「25,150円」を「25,120円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,960円」を「14,360円」に、「43,110円」を「43,070円」に改める。

第6条第3項中「又は第9号口」を「、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、令和6年度分以後の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険事業計画の見直しに伴い、令和6年度から令和8年度までの各年度における65歳以上の被保険者の保険料率を定める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 28 号議案

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。)第 17 条の 12 に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第 8 条第 23 項第 1 号に規定するもの」に改める。

第 6 条第 1 号中「施行規則」を「介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。)」に改める。

第 7 条第 5 項第 5 号中「第 66 条」を「第 66 条第 1 項」に改め、同項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、同条第 6 項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第 8 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 10 条第 2 項中「第 5 項で」を「第 5 項に」に改め、同項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつ

て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 205 条第 1 項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第 25 条中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、第 7 号の次に次の 2 号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 35 条第 1 項中「重要事項」の右に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 43 条第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 7 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 6 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 第 25 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 48 条第 3 項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第 4 項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、同条第 5 項ただし書及び第 6 項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第 49 条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第 52 条中第 7 号を第 9 号とし、第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者

等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第60条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、

第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第63条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第66条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第67条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第71条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第72条第1項中「及び次条」を削る。

第80条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号

を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 第 71 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 83 条第 6 項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第 84 条第 1 項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。)」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第 3 項中「第 113 条」の右に「、第 194 条第 3 項」を加える。

第 93 条第 5 号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 107 条の次に次の 1 条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策

を検討するための委員会の設置)

第 107 条の 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催しなければならない。

第 108 条第 2 項第 3 号から第 7 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 112 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第 122 条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第 126 条中第 3 項を第 8 項とし、第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 17 項に規定する第 2 種協定指定医療機関(以下「第 2 種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する

指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第 2 種協定指定医療機関である場合においては、当該第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第 128 条第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 129 条中「及び第 105 条」を「、第 105 条及び第 107 条の 2」に改める。

第 131 条第 7 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条に次の 1 項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第 1 項第 2 号アの規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第 150 条において準用する第 107 条の 2 に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認め

られること。

第 132 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 148 条中第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第 2 種協定指定医療機関である場合においては、当該第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第 149 条第 2 項第 2 号から第 7 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 150 条中「及び第 100 条」を「、第 100 条及び第 107 条の 2」に改める。

第 152 条第 8 項第 3 号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)」を削る。

第 154 条第 1 項第 6 号中「医療法」の右に「(昭和 23 年法律第 205 号)」を加える。

第 167 条の 2 中「医師」の右に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び

当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第168条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第169条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第174条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第174条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生

時等の対応について協議を行わなければならない。

- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第 178 条第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 179 条中「及び第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで」を「、第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで及び第 107 条の 2」に改める。

第 189 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第 191 条中「第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで」の右に「、第 107 条の 2」を加える。

第 192 条中「施行規則第 17 条の 12 に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第 8 条第 23 項第 1 号に規定するもの」に改める。

第 193 条第 7 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

第 194 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 7 項各号に掲げる施設等」を削る。

第 199 条第 1 号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第 11 号を第 12 号とし、第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従事者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 203 条第 2 項第 3 号及び第 6 号から第 9 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 204 条中「及び第 107 条」を「、第 107 条及び第 107 条の 2」に改める。

第 205 条第 1 項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 10 条第 2 項第 2 号及び第 205 条第 1 項の改正規定 公布の日

(2) 第 35 条に 1 項を加える改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後の舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第 93 条第 7 号及び第 199 条第 7 号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、新条例第 107 条の 2(新条例第 129 条、第 150 条、第 179 条、第 191 条及び第 204 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第 107 条の 2 中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

4 この条例の施行の日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、新条例第 174 条第 1 項(新条例第 191 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

提案理由

関係省令の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員及び運営に関する基準を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 29 号議案

舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例(平成25年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 10 条第 2 項中「指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 45 条第 6 項において同じ。)」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第 11 条第 1 項中「同一敷地内にある」を削る。

第 12 条第 2 項中「第 5 項で」を「第 5 項に」に改め、同項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記

録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第33条第1項中「重要事項」の右に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第45条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第46条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に

併設する前条第 6 項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第 7 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第 7 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。))が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第 48 条第 1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第 60 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。))を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第 54 条第 1 項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 64 条の次に次の 1 条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第 64 条の 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催しなければならない。

第 65 条第 2 項第 3 号から第 7 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 73 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第 80 条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第 84 条中第 3 項を第 8 項とし、第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 17 項に規定する第 2 種協定指定医療機関(次項において「第 2 種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第86条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第87条中「及び第62条」を「、第62条及び第64条の2」に改める。

第92条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第12条第2項第2号及び第92条第1項の改正規定 公布の日
 - (2) 第33条に1項を加える改正規定 令和7年4月1日
(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第54条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)
- 3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新条例第64条の2(新条例第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第64

条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

提案理由

関係省令の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 30 号議案

舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第 5 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1 項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第 1 項に規定する管理者とすることができる。
- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第 6 条第 2 項中「利用申込者」を「利用者」に改め、同条第 3 項中「利用申込者」を「利用者」に改め、「担当職員」の右に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第 4 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 35 条第 1 項において同じ。)に係る記録媒体をいう。))」に改める。

第 12 条に次の 2 項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第 13 条中「前条」を「前条第 1 項」に改める。

第 14 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第 4 号中「規定」の右に「(第 32 条第 31 号の規定を除く。)」を加える。

第 23 条第 1 項中「重要事項」の右に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 30 条第 2 項第 2 号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 32 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第 2 号の 2 及び第 2 号の 3 において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第 32 条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(2)の 2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(2)の 3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第 32 条第 17 号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の右に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する

月の翌月から起算して 3 月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する 2 期間に 1 回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第 32 条に次の 1 号を加える。

(31) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 30 の 2 第 1 項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応ずること。

第 35 条第 1 項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 6 条第 4 項第 2 号及び第 35 条第 1 項の改正規定 公布の日
- (2) 第 23 条に 1 項を加える改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

提案理由

関係省令の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 31 号議案

舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「地域包括支援センター」の右に「(以下「地域包括支援センター」という。)」を加える。

第 4 条第 2 項中「利用者の数が 35」を「利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 115 条の 23 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第 15 条第 30 号において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が 44」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和 34 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の

共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「利用申込者」を「利用者」に改め、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「利用申込者」を「利用者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得る

よう努めなければならない。

第 15 条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(2)の 2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないこと。

(2)の 3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第 15 条第 15 号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも 2 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第 15 条第 30 号中「基づき、」の右に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第 24 条第 1 項中「重要事項」の右に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第6条第4項第2号及び第33条第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第24条に1項を加える改正規定 令和7年4月1日

提案理由

関係省令の改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 32 号議案

舞鶴市近代化遺産保存審議会条例制定について

舞鶴市近代化遺産保存審議会条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市近代化遺産保存審議会条例

(設置)

第 1 条 本市に所在する近代化遺産(江戸時代末期から第二次世界大戦終了時まで
に建設され、日本の近代化に貢献した産業、交通、土木等に係る建造物等をいう。
以下同じ。)の適切な保存を図るため、舞鶴市近代化遺産保存審議会(以下「審議
会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査し、及び審
議するとともに、その結果を答申する。

- (1) 近代化遺産の保存に係る計画に関すること。
- (2) 近代化遺産の評価に関すること。
- (3) 近代化遺産の保存の方法に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 7 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市
長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と
する。

- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生涯学習部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議及び委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

提案理由

本市に所在する近代化遺産の適切な保存を図るため、舞鶴市近代化遺産保存審議会を設置することとし、その組織、運営等の必要な事項を定めたいので提案する。

第 33 号議案

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。))により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第 36 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の右に「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。))」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。))」と、」を加え、「「の同号」とあるのは「の同条第 1 号」」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」」に改める。

第 53 条第 2 項中「第 4 項で」を「第 4 項に」に改め、同項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。))」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第36条第3項及び第53条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

関係府令の改正に伴い、特定教育・保育施設等が行う重要事項の掲示について、書面で掲示することに加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする等所要の改正を行いたいので提案する。

第 34 号議案

工事請負契約の変更について

下記のとおり工事請負契約の変更契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

倉梯小学校教室棟長寿命化改修工事

2 変更前契約金額

594,976,800 円

3 変更後契約金額

595,650,000 円

4 契約の相手方

名 称 総進・アトラス・水嶋特定建設工事共同企業体

代表者 舞鶴市行永東町 35 番地 5

株式会社総進建設工業

代表取締役 稲生 丈則

構成員 舞鶴市大字森小字大谷 160 番地

株式会社アトラス

代表取締役 水嶋 守

構成員 舞鶴市大字森小字大谷 160 番地

株式会社水嶋工業

代表取締役 菅村 清輝

所在地 舞鶴市行永東町 35 番地 5

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

倉梯小学校教室棟長寿命化改修工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第13号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 35 号議案

辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について

本市の辺地に係る公共的施設の総合整備計画(令和 5 年 3 月策定)について、西大浦、野原、田井及び岡田・八雲の各辺地に係る公共的施設の総合整備計画を、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号)に基づき、別紙のとおり変更する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 西大浦 辺地
 辺地人口 411 人
 面 積 15.6 km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 千歳、大丹生、瀬崎、佐波賀
- (2) 地域の中心の位置 字大丹生小字栗崎 1
- (3) 辺地度点数 153 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、大浦半島の西端にあり、市街地からは約 12km 離れている半農半漁の集落が点在する地域であり、地域の産業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するとともに、地域住民の生活環境の向上を図るため、除雪機械の配備を行うものである。

また、火災時における消火の迅速化を図ることを目的として、小型動力ポンプ搬送車を配備するとともに、地域の観光振興及び地域住民の交流促進を図るため、施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 5 年度から令和 7 年度まで 3 年間)

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市		76,000	—	76,000	76,000
除雪機械	〃		4,000	—	4,000	4,000
消防施設	〃		3,600	—	3,600	3,600
観光・レクリエーション施設	〃		10,500	—	10,500	10,500

集 会 施 設	”	6,000	—	6,000	6,000
合	計	100,100	—	100,100	100,100

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 野原 辺地
 辺地人口 470 人
 面 積 18.4 km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 野原、三浜、小橋
- (2) 地域の中心の位置 字三浜小字村中 751
- (3) 辺地度点数 121 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北北東端にあり、市街地から約 15 km 離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落であり、地域の産業振興を図るため、漁業経営近代化施設及び観光・レクリエーション施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 5 年度及び令和 6 年度 2 年間)

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
漁業経営近代化施設	京都府漁業 協同組合		21,390	19,250	2,140	2,100
観光・レクリエーション施設※	舞鶴市		38,700	—	38,700	38,700
合	計		60,090	19,250	40,840	40,800

※ 38,700 千円のうち 18,000 千円は、神崎辺地と共通

別紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 田井 辺地
 辺地人口 233 人
 面積 12.0 km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大山、田井、成生
- (2) 地域の中心の位置 字田井小字浜 956
- (3) 辺地度点数 151 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北端にあり、市街地から約 19 km 離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落が点在する地域であり、地域住民の生活環境の向上を図るため、除雪機械の配備及び飲用水供給施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 5 年度から令和 7 年度まで 3 年間)

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
除雪機械	舞鶴市	4,000	—	4,000	4,000
飲用水供給施設	水ヶ浦	12,000	1,200	10,800	10,700
合 計		16,000	1,200	14,800	14,700

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 岡田・八雲 辺地
 辺地人口 1,223 人
 面 積 65.3 km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大俣、小俣、滝ヶ字呂、桑飼上、桑飼下、岡田由里、西方寺、富室、河原、下見谷、長谷、上漆原、下漆原、和江
- (2) 地域の中心の位置 字和江小字平田 572
- (3) 辺地度点数 111 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の西端にあつて、市街地から約 12 km離れた山間地の農林業中心の集落であり、地域の農林業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路及び林道の整備を行うとともに、地域住民の生活環境の向上を図るため、除雪機械及び児童の通学を容易にするための通学用自動車の配備を行うものである。

また、火災時における消火の迅速化を図るため、小型動力ポンプ搬送車を配備するものである。

3 公共的施設の整備計画(令和5年度から令和7年度まで3年間)

(単位:千円)

施設名	事業 主体名	区分 事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市	150,000	—	150,000	150,000
除雪機械	〃	22,000	—	22,000	22,000
通学用自動車	〃	10,000	—	10,000	10,000

消 防 施 設	”	3,000	—	3,000	3,000
合	計	185,000	—	185,000	185,000

提案理由

西大浦辺地、野原辺地、田井辺地及び岡田・八雲辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更したいので提案する。

参 考

総合整備計画書(令和5年3月策定)

京都府舞鶴市 西大浦 辺地
 辺地人口 411 人
 面積 15.6 km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 千歳、大丹生、瀬崎、佐波賀
- (2) 地域の中心の位置 字大丹生小字栗崎1
- (3) 辺地度数 153 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、大浦半島の西端にあり、市街地からは約 12km 離れている半農半漁の集落が点在する地域であり、地域の産業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するとともに、地域住民の生活環境の向上を図るため、除雪機械の配備を行うものである。

また、火災時における消火の迅速化を図るため、小型動力ポンプ搬送車を配備するものである。

3 公共的施設の整備計画(令和5年度から令和7年度まで 3年間)

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市		75,000	—	75,000	75,000
除雪機械	〃		4,000	—	4,000	4,000
消防施設	〃		3,000	—	3,000	3,000

合	計	82,000	—	82,000	82,000
---	---	--------	---	--------	--------

参 考

総合整備計画書(令和5年3月策定)

京都府舞鶴市 野原 辺地
 辺地人口 470 人
 面積 18.4 km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 野原、三浜、小橋
- (2) 地域の中心の位置 字三浜小字村中 751
- (3) 辺地度点数 121 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北北東端にあり、市街地から約 15 km 離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落であり、地域の産業振興を図るため、漁業経営近代化施設及び観光・レクリエーション施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和5年度及び令和6年度 2年間)

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
漁業経営近代化施設	京都府漁業 協同組合		18,400	16,560	1,840	1,800
観光・レクリエーション施設※	舞鶴市		18,000	—	18,000	18,000
合	計		36,400	16,560	19,840	19,800

※ 神崎辺地と共通

参 考

総 合 整 備 計 画 書(令和5年3月策定)

京都府舞鶴市 田井 辺地
 辺地人口 233 人
 面 積 12.0 km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大山、田井、成生
- (2) 地域の中心の位置 字田井小字浜 956
- (3) 辺地度点数 151 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北端にあり、市街地から約 19 km 離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落が点在する地域であり、地域住民の生活環境の向上を図るため、除雪機械の配備及び飲用水供給施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和5年度及び令和6年度 2年間)

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
除 雪 機 械	舞鶴市		4,000	—	4,000	4,000
飲用水供給施設	水ヶ浦		12,000	1,200	10,800	10,700
合 計			16,000	1,200	14,800	14,700

参 考

総合整備計画書(令和5年3月策定)

京都府舞鶴市 岡田・八雲 辺地
 辺地人口 1,223 人
 面 積 65.3 km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大俣、小俣、滝ヶ字呂、桑飼上、桑飼下、岡田由里、西方寺、富室、河原、下見谷、長谷、上漆原、下漆原、和江
- (2) 地域の中心の位置 字和江小字平田 572
- (3) 辺地度数 111 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の西端にあって、市街地から約 12 km離れた山間地の農林業中心の集落であり、地域の農林業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路及び林道の整備を行うとともに、地域住民の生活環境の向上を図るため、除雪機械及び児童の通学を容易にするための通学用自動車の配備を行うものである。

また、火災時における消火の迅速化を図るため、小型動力ポンプ搬送車を配備するものである。

3 公共的施設の整備計画(令和5年度から令和7年度まで 3年間)

(単位 千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市	150,000	—	150,000	150,000
除雪機械	〃	20,000	—	20,000	20,000
通学用自動車	〃	10,000	—	10,000	10,000

消 防 施 設	〃	3,000	—	3,000	3,000
合 計		183,000	—	183,000	183,000

参 考

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号) 抜 粋

(定義)

第 2 条 この法律において「辺地」とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当しているものをいう。

2 この法律において「公共的施設」とは、次に掲げる施設で、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため最低限度必要なものをいう。

- (1) 電灯用電気供給施設
- (2) 道路及び渡船施設
- (3) 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車、渡船施設又は寄宿舎
- (4) 診療施設
- (5) 飲用水供給施設
- (6) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

(総合整備計画の策定等)

第 3 条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(以下「総合整備計画」という。)を定めることができる。

2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 整備しようとする公共的施設
- (2) 整備の方法
- (3) 整備に要する経費とその財源内訳

3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項に

ついて定めるよう努めるものとする。

(1) 整備を必要とする辺地の事情

(2) その他総務省令で定める事項

4 市町村は、総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、第2項各号に掲げる事項に係る部分について都道府県知事と協議しなければならない。

5 市町村は、総合整備計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。

(第6項及び第7項 略)

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

第 36 号議案

市道路線の変更について

下記のとおり市道路線を変更することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

記

路 線 名	変更	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
三宅団地11号線	前	舞鶴市字北吸小字北宿 500 番	から
		舞鶴市字北吸小字北宿 501 番 1	まで
	後	舞鶴市字北吸小字北宿 501 番 2	から
		舞鶴市字北吸小字北宿 501 番 1	まで
三宅団地14号線	前	舞鶴市字北吸小字北宿 501 番 2	から
		舞鶴市字北吸小字北宿 501 番 1	まで
	後	舞鶴市字北吸小字北宿 501 番 1	から
		舞鶴市字北吸小字北宿 510 番 32	まで

提案理由

北吸地区の市道路線の変更を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。